

団体長期障害所得補償保険 (GLTD) 加入申込票・被保険者明細書 兼 健康状態告知書

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分に ご確認のうえご回答（記入）ください。

保 険 契 約 者（ 団 体 名 ）

加入申込日

010

令和_R

年

月

日

011

電話番号

—

—

申込人（加入者）

住所

012

郵便番号

〒

—

013

カナ

—

014

漢字

—

氏名

015

カナ

—

016

フルネームでご署名ください。

017

漢字

—

018

自 署

—

019

年 月 日

—

—

—

018

所属名

カナ

—

019

所属コード

—

017

社員番号

—

必ずご記入ください。

符 号

390

被 保 険 者（ 基 本 部 分 ）

加入セット選択欄

親介護一時金以外用

※健康状態告知書質問事項回答欄（注1）

その他の項目

（被保険者項目のみ記入可）

項目No.

内 容

住所

020

申込人住所と同じ

021

住所

022

住所

023

住所

024

住所

025

住所

026

住所

027

住所

028

住所

029

住所

030

住所

031

住所

032

住所

033

住所

034

住所

035

住所

036

住所

037

住所

038

住所

039

住所

040

住所

041

住所

042

住所

043

住所

044

住所

045

住所

046

住所

047

住所

048

住所

049

住所

050

住所

051

住所

052

住所

053

住所

054

住所

055

住所

056

住所

057

住所

058

住所

059

住所

060

住所

061

住所

062

住所

063

住所

064

住所

065

住所

066

住所

067

住所

068

住所

069

住所

070

住所

071

住所

072

住所

073

住所

074

住所

075

住所

076

住所

077

住所

078

住所

079

住所

080

住所

081

住所

082

住所

083

住所

084

住所

085

住所

086

住所

087

住所

088

住所

089

住所

090

住所

091

住所

092

住所

093

住所

094

住所

095

住所

096

住所

097

住所

098

住所

099

住所

100

住所

101

住所

102

住所

103

住所

104

住所

105

住所

106

住所

107

住所

108

住所

109

住所

110

住所

111

住所

112

住所

113

住所

114

住所

115

住所

116

住所

117

住所

118

住所

119

住所

120

住所

121

住所

122

住所

123

住所

124

住所

125

住所

126

住所

127

住所

128

住所

129

住所

130

住所

131

住所

132

住所

133

住所

134

住所

135

住所

136

住所

137

住所

138

住所

139

住所

140

住所

141

住所

142

住所

143

住所

144

住所

145

住所

146

住所

147

住所

148

住所

149

住所

150

住所

151

住所

152

住所

153

住所

154

住所

155

住所

156

住所

157

住所

158

住所

159

住所

160

住所

161

住所

162

住所

163

住所

164

住所

165

住所

166

住所

167

住所

168

住所

169

住所

170

住所

171

住所

172

住所

173

住所

174

住所

175

住所

176

住所

177

住所

178

住所

179

住所

180

住所

181

住所

182

住所

183

住所

184

住所

185

住所

186

住所

187

住所

188

住所

189

住所

190

住所

191

住所

192

住所

193

住所

194

住所

195

住所

196

住所

197

住所

198

住所

199

住所

200

住所

201

住所

202

住所

203

住所

204

住所

205

住所

206

住所

207

住所

208

住所

209

住所

210

住所

211

住所

212

住所

213

住所

214

住所

215

住所

216

住所

217

住所

218

住所

219

住所

220

住所

221

住所

222

住所

223

住所

224

住所

225

住所

226

住所

227

住所

228

住所

229

住所

230

住所

231

住所

232

住所

233

住所

234

住所

235

住所

236

住所

237

住所

238

住所

239

住所

240

住所

241

住所

242

住所

243

住所

244

住所

245

住所

246

住所

247

住所

248

住所

249

住所

250

住所

251

住所

252

住所

253

住所

254

住所

255

住所

256

住所

257

住所

258

住所

259

住所

260

住所

261

住所

262

住所

263

住所

264

住所

265

住所

266

住所

267

住所

268

住所

269

住所

270

住所

271

住所

272

住所

273

住所

274

住所

275

住所

276

住所

277

住所

278

住所

279

住所

280

住所

281

住所

282

住所

283

住所

284

住所

285

住所

286

住所

287

住所

288

住所

289

住所

290

住所

291

住所

292

住所

293

住所

294

住所

295

住所

296

住所

297

住所

298

住所

299

住所

300

住所

301

住所

302

住所

303

住所

304

住所

305

住所

306

住所

307

住所

308

住所

309

住所

310

住所

311

住所

312

住所

313

住所

314

住所

315

住所

316

住所

317

住所

318

住所

319

住所

320

住所

321

住所

322

住所

323

住所

324

住所

325

住所

326

住所

327

住所

328

住所

329

住所

330

住所

331

住所

332

住所

333

住所

334

住所

335

住所

336

住所

337

住所

338

住所

339

住所

340

住所

341

住所

342

住所

343

住所

344

住所

345

住所

346

住所

347

住所

348

住所

349

住所

350

住所

351

住所

352

住所

353

住所

354

住所

355

住所

356

住所

357

住所

358

住所

359

住所

360

住所

361

住所

362

住所

363

住所

364

住所

365

住所

366

住所

367

住所

368

住所

369

住所

370

住所

371

住所

372

住所

373

住所

374

住所

375

住所

376

住所

377

住所

378

住所

379

住所

380

住所

381

住所

382

住所

383

住所

384

住所

385

住所

386

住所

387

住所

388

住所

389

住所

390

住所

391

住所

392

住所

393

住所

394

住所

395

住所

396

住所

397

住所

398

住所

399

住所

400

住所

401

住所

402

住所

403

住所

404

住所

405

住所

406

住所

407

住所

408

住所

409

住所

410

住所

411

住所

412

住所

413

住所

414

住所

415

住所

416

住所

417

住所

418

住所

419

住所

420

住所

421

住所

422

住所

423

住所

424

住所

425

住所

426

住所

427

住所

428

住所

429

住所

430

住所

431

住所

432

住所

433

住所

434

住所

435

住所

436

住所

437

住所

438

住所

439

住所

440

住所

441

住所

442

住所

443

住所

444

住所

445

住所

446

住所

447

住所

448

住所

449

住所

450

住所

451

住所

452

住所

453

住所

454

住所

455

住所

456

住所

457

住所

458

住所

459

住所

460

住所

461

住所

462

住所

463

住所

464

住所

465

住所

466

住所

467

住所

468

住所

469

住所

470

住所

471

住所

472

住所

473

住所

474

住所

475

住所

476

住所

477

住所

478

住所

479

住所

480

住所

481

住所

482

住所

483

住所

484

住所

485

住所

486

住所

487

住所

488

住所

489

住所

490

住所

491

住所

492

住所

493

住所

494

住所

495

住所

496

住所

497

住所

498

住所

499

住所

500

住所

501

住所

502

住所

503

住所

504

住所

505

住所

506

住所

507

住所

508

住所

509

住所

510

住所

511

住所

512

住所

513

住所

514

住所

515

住所

516

住所

517

住所

518

住所

519

住所

520

住所

521

住所

522

住所

523

住所

524

住所

525

住所

526

住所

527

住所

528

住所

529

住所

530

住所

531

住所

532

住所

533

住所

534

住所

535

住所

536

住所

537

住所

538

住所

539

住所

540

住所

541

住所

542

住所

543

住所

544

住所

545

住所

546

住所

547

住所

548

住所

549

住所

550

住所

551

住所

552

住所

553

住所

554

住所

555

住所

556

住所

557

住所

558

住所

559

住所

560

住所

561

住所

562

住所

563

住所

564

住所

565

住所

566

住所

567

住所

568

住所

569

住所

570

住所

571

住所

572

住所

573

住所

574

住所

575

住所

576

住所

577

住所

578

住所

579

住所

580

住所

581

住所

582

住所

583

住所

584

住所

585

住所

586

住所

587

住所

588

住所

589

住所

590

住所

591

住所

592

住所

593

住所

594

住所

595

住所

596

住所

597

住所

598

住所

599

住所

600

住所

601

住所

602

住所

603

住所

604

住所

605

住所

606

住所

607

住所

608

住所

609

住所

610

住所

611

住所

612

住所

613

住所

614

住所

615

住所

616

住所

617

住所

618

住所

619

住所

620

住所

621

住所

622

住所

623

住所

624

住所

625

住所

626

住所

627

住所

628

住所

629

住所

630

住所

631

住所

632

住所

633

住所

634

住所

635

住所

636

住所

637

住所

638

住所

639

住所

640

住所

641

住所

642

住所

643

住所

644

住所

645

住所

646

住所

647

住所

648

住所

649

住所

650

住所

651

住所

652

住所

653

住所

654

住所

655

住所

656

住所

657

住所

658

住所

659

住所

660

住所

661

住所

662

住所

663

住所

664

住所

665

住所

666

住所

667

住所

668

住所

669

住所

670

住所

671

住所

672

住所

673

住所

674

住所

675

住所

676

住所

677

住所

678

住所

679

住所

680

住所

681

住所

682

住所

683

住所

684

住所

685

住所

686

住所

687

住所

688

住所

689

住所

690

住所

691

住所

692

住所

693

住所

694

住所

695

住所

696

住所

697

住所

698

住所

699

住所

700

住所

701

住所

702

住所

703

住所

704

住所

705

住所

706

住所

707

住所

708

住所

709

住所

710

住所

711

住所

712

住所

713

住所

714

住所

715

住所

716

住所

717

住所

718

住所

719

住所

720

住所

721

住所

722

住所

723

住所

724

住所

725

住所

726

住所

727

住所

728

住所

729

住所

730

住所

731

住所

732

住所

733

住所

734

住所

735

住所

736

住所

737

住所

738

住所

739

住所

740

住所

741

住所

742

住所

743

住所

744

住所

745

住所

746

住所

747

住所

748

住所

749

住所

750

住所

751

住所

752

住所

753

住所

754

住所

755

住所

756

住所

757

住所

758

住所

759

住所

760

住所

761

住所

762

住所

763

住所

764

住所

765

住所

766

住所

767

住所

768

住所

769

住所

770

住所

771

住所

772

住所

773

住所

774

住所

775

住所

776

住所

777

住所

778

住所

779

住所

780

住所

781

住所

782

住所

783

住所

784

住所

785

住所

786

住所

787

住所

788

住所

789

住所

790

住所

791

住所

792

住所

793

住所

794

住所

795

住所

796

住所

797

住所

798

住所

799

住所

800

住所

801

住所

802

住所

803

住所

804

住所

805

住所

806

住所

807

住所

808

住所

809

住所

810

住所

811

住所

812

住所

813

住所

814

住所

815

住所

816

住所

817

住所

818

住所

819

住所

820

住所

821

住所

822

住所

823

住所

824

住所

825

住所

826

住所

827

住所

828

住所

829

住所

830

住所

831

住所

832

住所

833

住所

834

住所

835

住所

836

住所

837

住所

838

住所

839

住所

840

住所

841

住所

842

住所

843

住所

844

住所

845

住所

846

住所

847

住所

848

住所

849

住所

団体長期障害所得補償保険

ご注意

- ・健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償のみご回答ください。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガ、親介護一時金の要介護状態については、保険金をお支払いできません(病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書(協定書)の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金の要介護状態について、ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
- ・継続して加入する場合、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

- ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱鞘炎）、骨関節炎、関節内腫、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1> 基本補償 にご加入の方

- 次のいずれかに該当しますか。
- ① 告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。
- ② 告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。
なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

お引き受けできませんので、ご了承ください。

いいえ

＜質問2＞ 基本補償 にご加入の方

- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。
- ①「がん」、「上皮内がん」
 - ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
 - ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

③について、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)進捗」によりします。

はい

いいえ

お引き受けします。

回答欄記入例 回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

親介護一時金 以外用

回答を記入してください。

[illegible]

再告知のうえ、特定疾病を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード・疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

告知日を記入のうえ、署名してください。

親介護一時金 専用

特約被保険者の
氏名をカナで記入
してください。

被保険者ご本人から見た特約
被保険者との関係に○をして
ください。

被保険者ご本人が記入してください。

健康状態について、特約被保険者へ
のご説明と回答受領にあたり実際に
取られた確認方法を1つ選び○をして
ください。

回答を記入した被保険者
ご本人が署名、告知日を
記入してください。

[illegible]

「親介護一時金」は、
お引き受けできませんので、

はい

いいえ

「親介護一時金」をお引き受けします。

病名・症状一覽

脳血管系	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血管性、脳塞性、脳軟化)) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性脳虚血神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形	肝臓系 ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
		筋・骨格系 ●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
心臓系	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心房頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤	悪性新生物 ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます) ●脳腫瘍
		●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●神経障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経障害、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)
呼吸器系	●肺塞栓症(肺動脈塞) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(肺結核、アスペルギ菌症等) ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)	その他
腎臓系	●慢性腎炎(増進性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患	

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官庁統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要(CD-10(2003年版)準拠)」によります。

(注2)告知日時における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病をさします。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyoku.or.jp/>)等で確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県へ申請し、又は医療受給者証の交付を受けることがありますが、交付を受けていないくも所知の難病とみなすので、ご注意ください。

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込票・被保険者明細書の被保険者（基本部分）欄に記入された方をいいます。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。

親介護一時金支払特約に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

●親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。



記入し
間違い
ないよう
に

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時（補償の開始時）（注）から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しなかった
場合もあるんだね

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票・被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



記入し
間違い
ないよう
に

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら契約は
どうなるの？

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認
させていただきます

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



大加入後の
確認も
必要

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※『加入申込票・被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』（本紙）、
「重要事項のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更（注）を行う方

（注）健康に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、約定給付率を増加する場合、新たな補償を追加する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



告知し
間違い
ないよう
に

継続して加入する場合の
告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する

補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を
削除しますか？

補償対象外条件を削除する

補償対象外条件なし、または削除しない

健康に関する告知が必要です。

健康に関する告知が必要です。

加入申込票・被保険者明細書の「特定疾病等対象外
欄」に印字されている疾病コード、疾病・症状名を二重
線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

健康に関する告知は不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件でご加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のおしり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知（再告知）をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

再告知の結果、
お引き受けできる場合

特定疾病等を補償対象外とする条件を削除してご加入いただくことができます。
なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

再告知の結果、
お引き受けできない場合

ご加入を継続いただくことが
できません。

9 その他ご注意いただきたい事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に病気、ケガ、親介護一時金支払特約の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書（協定書）の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金支払特約の要介護状態について、ご加入後365日を経過した場合は、保険金をお支払いできることがあります）。

！
例えばこんな場合→ 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気によって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合 下表のコードの横に★が記載された項目は、該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫よう ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症 (医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症 (高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心房頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患 (心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫よう ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	F6	腎臓・泌尿器系の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症	H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄だん	M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M6	肝臓・胆のう・すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
			X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●嚔胸 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
			X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
			Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
			Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

コード番号					
62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67：白内障	68：緑内障	69：椎間板ヘルニア
70：腰痛症(ぎっくり腰など)	71：椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72：頸椎捻挫(むちうち症)	74：神経痛	75：関節リウマチ	77：慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病	82：自律神経失調症	83：悪性貧血
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん	89：貧血症	90：(「疾病・症状名」欄に記載R0：された病気・症状)
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎	95：パセドウ病	96：頭部外傷による後遺症
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)	
疾病コード	R0
疾病・症状名 カナ	
コウジョウセンキノウテキカショウ	